

岩手労働局健康安全課長
宮城労働局健康安全課長
福島労働局健康安全課長

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課長

石綿ばく露防止のための電動ファン付き呼吸用保護具の配布について

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、今なお復旧復興工事が続けられていますが、従来から行われてきたがれき等の除去作業に加え、がれき集積場における破碎作業や、崩壊・倒壊した建築物等の解体・除去、津波で打ち上げられた船舶の解体・除去等も進められています。これらの作業では、従来よりも高濃度の石綿を含む粉じんが発生するおそれがあることから、それらのばく露による健康障害を防止するため、今般、防じんマスクよりも防護効果が高い電動ファン付き呼吸用保護具 600 個を調達し、下記により送付することとしました。

ついては、別添のとおり、対象事業者を適切に選定し、電動ファン付き呼吸用保護具の適正な使用を指導した上で配布いただくようお願いいたします。

記

1 電動ファン付き呼吸用保護具配布数

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 岩手労働局 | 150 個 |
| (2) 宮城労働局 | 300 個 |
| (3) 福島労働局 | 150 個 |

担当：労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
中央労働衛生専門官 須藤 祥
業 務 係 長 山口 久雄
Tel: (03)-5253-1111(内線 5514、5515)
直通(03)3502-6756
Fax:(03)3502-1598

策定：平成 23 年 11 月 10 日

電動ファン付き呼吸用保護具の配布要領

1 目的

東日本大震災の復旧復興工事において、高濃度の石綿にばく露するおそれのある作業が行われる事業場を対象として電動ファン付き呼吸用保護具の適正な着用を指導して配布を行うことにより、電動ファン付き呼吸用保護具とその正しい着用方法の周知を図るとともに効果的な石綿ばく露防止対策の普及促進を図ることを目的とする。

2 電動ファン付き呼吸用保護具配布のための準備

(1) 対象事業場の把握

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて石綿へのばく露防止効果が高い一方、配布数が限られていることに鑑み、3の(1)に従って、着用指導及び配布を行う管内の対象事業場をあらかじめ選定しておくこと。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具等の送付

電動ファン付き呼吸用保護具は、あらかじめ各局からなされた要望を踏まえ、調達先（以下、「マスクメーカー等」という）から直接、各局署あてに民間の宅配便等を利用して送付する。ただし、3(3)ウによる承認書用紙については、厚生労働省労働基準局長印の印影印刷を含むことから、申請書用紙及び承認書（写し）用紙とともに本省から貴職あて書留郵便にて送付するので、各署あて必要数を配布した上で使用状況を把握すること。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の配布

(1) 集団指導等の対象者

ア 東日本大震災により被害を受けた建築物、工作物、船舶の解体除去、がれき集積場における破碎作業その他の高濃度の石綿を含む粉じんにはく露するおそれのある作業に労働者を従事させる事業者。ただし、原則として、石綿障害予防規則等で電動ファン付き呼吸用保護具の使用を義務付けられた作業を除くとともに、労働者数 300 人以下の中小規模事業者を優先すること。電動ファン付き呼吸用保護具については、数量が限られているため、ボランティア、個人事業主等への配布は行わない。

イ 今回配布する電動ファン付き呼吸用保護具については、石綿ばく露防止を目的としているため、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）に規定する放射線業務には使用させないこと。また数量が限られているため、「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく除染作業における労働者の放射線障害防止措置について」（平成 23 年 9 月 9 日付け基安発 0909 第 1 号）に規定する除染作業も配布対象にしないこと。なお、事業者等からの要望に対し、「呼吸用保護具の配布について」（平成 23 年 9 月 2 日基安労発第 0902 第 2 号、基安化発第 0902 第 1 号）により送付した取替え式防じんマスクを配布することは差し支

様式1（第10条関係）

厚生労働省の所管に属する物品の譲与申請書

平成 年 月 日

申請者 住所 〒

電話番号

フリガナ

氏 名

〔 事業主が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 〕

担当者氏名

担当者連絡先

厚生労働省労働基準局長 殿

東日本大震災の被災地において復旧工事等を行う事業主として、復旧工事等に
従事する労働者の健康管理に資するため、下記の記載内容を確認の上これを申請
する。

記

譲与を受けようとする物品	品名 電動ファン付き呼吸用保護具	
	数量	通し番号
譲与を必要とする理由	復旧工事等に従事する労働者の石綿によるばく露を 防止する等、労働者の健康管理に資する。	

えない。

(2) 集団指導等の実施

ア 配布は、原則として集団指導等を実施し、着用方法等の説明を行った上で
(3) に基づき事業者に対して行うこと。

イ 電動ファン付き呼吸用保護具により石綿へのばく露を防止するためには、その適正な着用が不可欠なことから、マスクメーカー等には各局 5 回の出張指導を指示している。このため、当該集団指導等における電動ファン付き呼吸用保護具の使用方法等の説明においては、5 回まではマスクメーカー等を同席させて実演等を行わせることができること。5 回を超えて出張指導を依頼する必要がある場合には、あらかじめ当職あて相談すること。

ウ イによる出張指導が 5 回未満の場合には、事業者等を往訪しての出張指導を行わせ、集団指導と合わせた出張回数を 5 回とすること。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の配布に係る手続について

電動ファン付き呼吸用保護具を配布するにあたって必要な事務手続は、「厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成 12 年 11 月 24 日厚生省令、労働省令第 8 号。以下「省令」という。）に基づき、以下のとおり行うこと。

ア 今般の電動ファン付き呼吸用保護具の配布は、省令第 9 条第 4 号の規定に基づき厚生労働省労働基準局長名で実施するものであること。

イ アにより配布を実施するに当たっては、省令第 10 条の規定に基づき、集団指導等に参加した事業者に対し、「厚生労働省の所管に属する物品の譲与申請書」（様式 1）（以下「申請書」という。）に、①申請年月日、②申請者住所、③申請者電話番号及び④申請者氏名（申請者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記載の上、提出させること。

ウ イにより受理した申請書については、その場で受領印を押印して記載漏れがないことを確認の上、複写式となっている「厚生労働省の所管に属する物品の譲与承認書」（様式 2 の 1）（以下「承認書」という。）を申請者に交付した上で電動ファン付き呼吸用保護具を手交すること。なお、一つの事業場に配布する電動ファン付き呼吸用保護具は原則として 5 個までとすること。

エ 承認書用紙には厚生労働省労働基準局長の印影が印刷されており、押印による印影と同じ効力を有することから、各局においては、使用数を記録して承認書用紙の使用状況等を管理すること。全数配布した後に残った申請書、承認書（写し）（様式 2 の 2）及び書き損じた承認書用紙については通し番号順にそろえ、管理簿とともに平成 24 年 3 月 31 日までに本省に返送すること。また、配布記録（別紙）については、月末までの記録を取りまとめ、翌月 10 日までに当職あて送付すること。

オ 電動ファン付き呼吸用保護具を配布した事業者については、今後、その使用状況の確認等を予定しているので、随時、情報収集に努めること。

交付用

様式2の1 (第11条関係)

厚生労働省の所管に属する物品の譲与承認書

平成 年 月 日

申請者 住所 〒

電話番号
フリガナ
氏 名

担当者氏名

担当者連絡先

貴殿より申請のあった「厚生労働省の所管に属する物品の譲与申請書」については、下記の記載内容のとおり承認する。

厚生労働省労働基準局長

労働基準局長印
(印刷)

記

譲与物品の品名及び数量	品名 電動ファン付き呼吸用保護具	
	数量	通し番号
譲与目的	復旧工事等に従事する労働者の石綿によるばく露を防止する等、労働者の健康管理に資する。	
譲与期日	譲与承認日をもって、譲与する。	
譲与に際する条件	電池交換等、譲与後の費用は申請者負担とする。 放射線業務には使用しないこと。 第三者への譲与、販売は認めない。 廃棄する際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って廃棄すること。	

(※) 使用方法等についての照会先

担当：

TEL： FAX：

ご照会の際は、物品の品名及び厚生労働省から支給された旨お伝え願います。

様式2の2（第11条関係）

厚生労働省の所管に属する物品の譲与承認書（写し）

平成 年 月 日

申請者 住 所 〒

電話番号
フリガナ
氏 名

担当者氏名

担当者連絡先

貴殿より申請のあった「厚生労働省の所管に属する物品の譲与申請書」については、下記の記載内容のとおり承認する。

厚生労働省労働基準局長

記

譲与物品の品名及び数量	品名 電動ファン付き呼吸用保護具	
	数量	通し番号
譲与目的	復旧工事等に従事する労働者の石綿によるばく露を防止する等、労働者の健康管理に資する。	
譲与期日	譲与承認日をもって、譲与する。	
譲与に際する条件	電池交換等、譲与後の費用は申請者負担とする。 放射線業務には使用しないこと。 第三者への譲与、販売は認めない。 廃棄する際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って廃棄すること。	

電動ファン付き呼吸用保護具 配布記録

() 労働局

	事業場名等	業 種	企 業 規 模	配布個数
1	事業場名 所在地 Tel : () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	
2	事業場名 所在地 Tel : () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	
3	事業場名 所在地 Tel : () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	
4	事業場名 所在地 Tel : () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	
5	事業場名 所在地 Tel : () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	

6	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	
7	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	
8	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	
9	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	
10	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超	

注：「業種」「企業規模」の項目は該当する番号を○で囲むこと